

展示公開施設開館時の 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

令和2年10月16日策定
令和4年 1月21日改訂
令和4年 6月28日改訂

東北大学学術資源研究公開センター

0. 展示公開施設休館の経緯

◎休館決定に至る経緯

2月26日：首相のスポーツ文化イベント自粛要請を受け、文部科学大臣が文化庁所管の美術館・博物館の休館を要請。翌日より休館。

2月27日：宮城県では感染者がクルーズ船関係者以外未確認で、学校の休校措置もとられていないことから、センター施設の開館継続を決定。

2月27日：首相が全国の小中高校の休校要請を、3月2日から休校となる。

2月28日：前日の決定における前提要因が大きく変更。状況は大きく変化したと判断し、センター施設を翌日から休館措置とすることを決定。

各施設における休館日は以下のとおり。

1) 理学部自然史標本館：2月29日より休館

2) 史料館：月曜日の3月2日より閉室措置（1Fの閲覧室・魯迅記念展示室出張展示）

3) 植物園：3月19日まで冬季休園中のため20日より臨時休園措置

※東北大学の行動指針(BCP)は4月7日に策定されていることから、それ以前の期間は国等の動向を判断根拠として休館措置を決定した。判断根拠は、国所管博物館等の休館措置と学校の休校措置による。

◎令和2年10月16日 センターガイドライン策定。以降はガイドラインに従い運営。

◎令和4年 1月21日 センターガイドライン改定。東北大学の行動指針(BCP)の整備改訂の状況、展示公開施設での感染症対策の知見の増加と対策の強化を踏まえ、ガイドラインを改定した。

1. 趣旨と基本方針

本ガイドラインは、東北大学学術資源研究公開センターを構成する組織が運営している、広く一般向けに公開するための展示公開施設において、開館する際に実施しなければならない新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止のための対策を示すものである。

学術資源研究公開センターにおける研究活動、運営業務に際しての感染症防止対策は、先に策定した「学術資源研究公開センター感染症防止対策実施方針」に則ることとする。その上で、展示公開施設の一般への公開にあたって対処すべき点を、本ガイドラインにおいて策定する。本ガイドラインに基づき、センターを構成する組織が運営する展示公開施設ごとに具体的な対策を定め、センター安全衛生管理室が確認を行う。

センターを構成する組織が運営する展示公開施設は、「新型コロナウイルス感染拡大防

止のための東北大学の行動指針（BCP）」レベル2以下の場合に、各組織での対策の実施を前提として開館することができる。BCP レベルが3以上に引き上げられた場合は、直ちに公開を中止し、閉館措置をとる。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）の改訂に沿って適宜見直されるものとする。

2. ガイドラインの対象

①東北大学学術資源公開研究センターを構成する、総合学術博物館、史料館、植物園の3組織が運営する、一般向けの次の展示公開施設を対象とする。

理学部自然史標本館、史料館、植物園本館、植物園八甲田分園

②外部の機関と連携して、外部施設において開催する展示等においては、当該施設の方針に従うとともに、本ガイドラインに従い具体的対策をとることとする。

3. 参考とした資料

本ガイドライン策定にあたっては以下の資料を参考とした。

（参考とした資料）

- ・博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益財団法人日本博物館協会、令和2年5月14日）
- ・催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部、令和2年6月16日）

4. 具体的な対策

I. 来館者の安全確保のために実施すること

- | | |
|---|--|
| 1 | 以下に該当する者の来館を禁止する。来館前の検温実施要請のほか、来館を禁止する下記の条件を、事前にホームページ等で周知するとともに施設入口に表示する。 <ul style="list-style-type: none">・37.5℃以上の発熱があった場合・味覚・聴覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛などの体調不良がある場合・新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合・海外から入国し10日を経過していない場合 |
|---|--|

	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から入国し 10 日を経過していない者と濃厚接触がある場合 ・陽性者と 10 日以内に（濃厚）接触あった場合
2	各施設の入り口等にサーモカメラを配置する。
3	感染者発生時の感染経路把握のために、来館者に氏名及び連絡先の記載を求める。記載された情報は、保健所等公的機関に提供される場合があることに同意を得る。
4	感染者が発生した際のホームページ等での周知については、大学本部の指示に従い、適切に実施する。
5	来館者自身が来館日時を記録することを促すとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。またその旨を事前にホームページ等で周知すると共に施設の入口に表示する。
6	咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒、来館者同士の距離の確保、会話の制限を要請する。職員のマスク着用、窓口のビニールカーテン等設置、施設内の換気・消毒の徹底など、大学側が実施する感染予防対策についても、来館者へ周知する。これらについて、事前にホームページで周知するとともに、施設の入口および施設内の目立つ場所に表示する。
7	<p>施設内で感染が疑われる者が発生した場合、施設スタッフは以下の対応を行うこととし、各施設において具体的な手順等を事前に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で感染が疑われる者を速やかに隔離する。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。体調不良者は速やかに別室へ移し隔離する。 <p>宮城県・仙台市コールセンター：022-398-9211</p>
8	職員から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話および来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、掲示物やボードなどによる案内を充実させる。
II. 職員の安全確保のために実施すること	
1	基本的な対策（連絡先・勤務状況・健康状況の把握、マスク着用・手指消毒など）は、学術資源研究公開センター感染症防止対策実施方針に従う。
2	清掃やゴミの廃棄、消毒作業を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
3	清掃やゴミ廃棄作業、消毒作業を終えた後は、必ず手洗いと手指の消毒を行う。
III. 展示公開施設の管理	
①全般	1 手指消毒用アルコールを施設入口に設置し、来館者に利用を促す。
	2 ドアノブ、手すりなど、来館者が接触する場所は、一日 2 回以上、定期的に消毒する。
	3 車椅子等の貸出物について十分な消毒を行う。

	4	パンフレット等の配布物は手渡し配布せず、据置き方式とする。
	5	開放できる窓や扉の開放、熱交換器・サーキュレーター等の使用など、常時適切な室内換気循環を行う。設置が可能な場所には、空気清浄機を設置する。
	6	来館者が接触する場所を減らすために、開放可能なドアは開放する。
	7	来館者用エレベーターは、車椅子等の利用者のみ利用を制限する。案内する職員は、エレベーターに同乗しない。利用後は、ボタンなどを消毒する。
	8	備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。
②展示 公開ス ペース 等	1	各施設において、展示公開スペースへの入室者数の上限を設定し、それを越える場合は入室を制限する。スタッフが巡回し、混雑状況を逐次確認をするとともに、密集しないよう、必要に応じて誘導を行う。入室者数の上限は、相互に 4m の間隔を空けた状態でも、なおかつ余裕がとれる人数以内とする。
	2	来館者が自由に手を触れることのできる、ハンズオン展示やスタンプ等は中止し、撤去する。撤去が難しい機器類については、接触禁止の掲示を行う。
	3	展示ケースの手が触れる範囲の清拭消毒を、一日 2 回以上、定期的に行う。
	4	展示公開スペースには、二酸化炭素濃度センサーを設置し、二酸化炭素濃度が 1000ppm を越えた場合は、入室者を制限する。
③窓口	1	アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来館者と窓口職員の間を遮蔽する。
	2	窓口に並ぶ際に、2 m を目安に間隔を空けた整列を促すフロアマーカーなどを設置する。
④休憩 スペー ス	1	休憩用の椅子は、密接しないよう間隔を空けて配置する。
	2	テーブル、椅子等の什器の消毒を一日 2 回以上、定期的に行う。
	3	熱中症対策のための水分補給以外、飲食を禁止する。
⑤トイ レ	1	不特定多数が接触する場所の、清掃・消毒を定期的実施する。
	2	ハンドソープと消毒液を設置し、手洗い励行を促す掲示と、適切な手指洗浄方法の掲示を行う。
	3	使用前に附帯の便座クリーナーを利用するよう掲示する。
	4	トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示する。
	5	ハンドドライヤーを撤去し、使い捨てペーパータオルを設置する。
IV. 団体利用や案内の制限ほか		
1	展示公開施設内における教職員やボランティアスタッフによる案内は、上記の対策を徹底し、相互の距離を充分確保できる人数に限定した場合のみ行うことができる。	
2	案内を伴う一般団体利用は、上記の対策を徹底し、相互の距離を充分確保できる人数に限定した場合のみ行うことができる。	
3	団体利用の際は、各展示スペースに入室可能な人数制限を超えないよう、時間差入室などによって、対人距離を確保し密集を避けるための措置をとる。	

4	展示に関連した講演会などのイベントを開催する場合は、本学策定の「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に従って実施する。
---	---

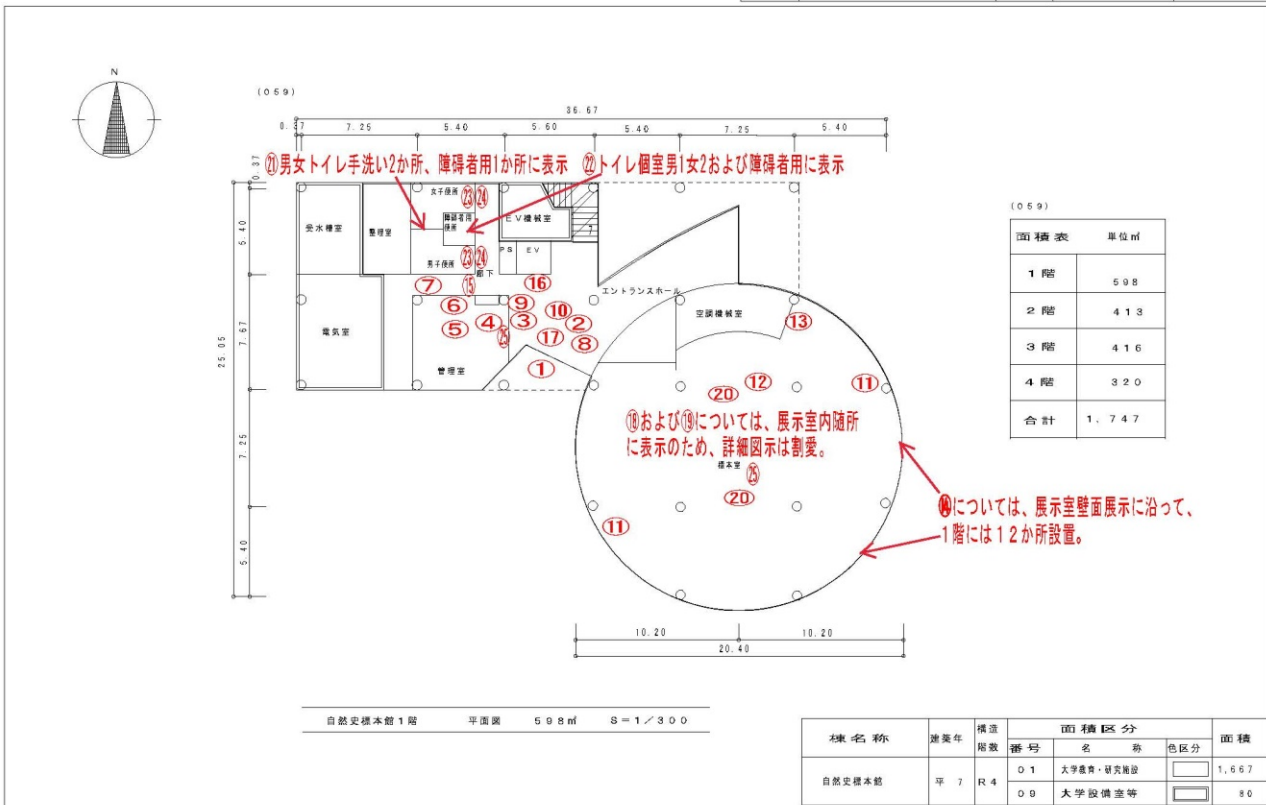
(参考：センター展示公開施設の入室者上限 (定員))

- 理学部自然史標本館：50名 (施設 1,2F 合わせて)
(1階：300 m²、2階：176 m² 合計：476 m² (床面積のみ))
- 植物園本園：100名 展示室内は20名 (展示室：59 m²)
- 史料館：55名 合計 520 m² (床面積のみ)

令和2年10月16日制定
改訂
令和4年 6月28日改訂

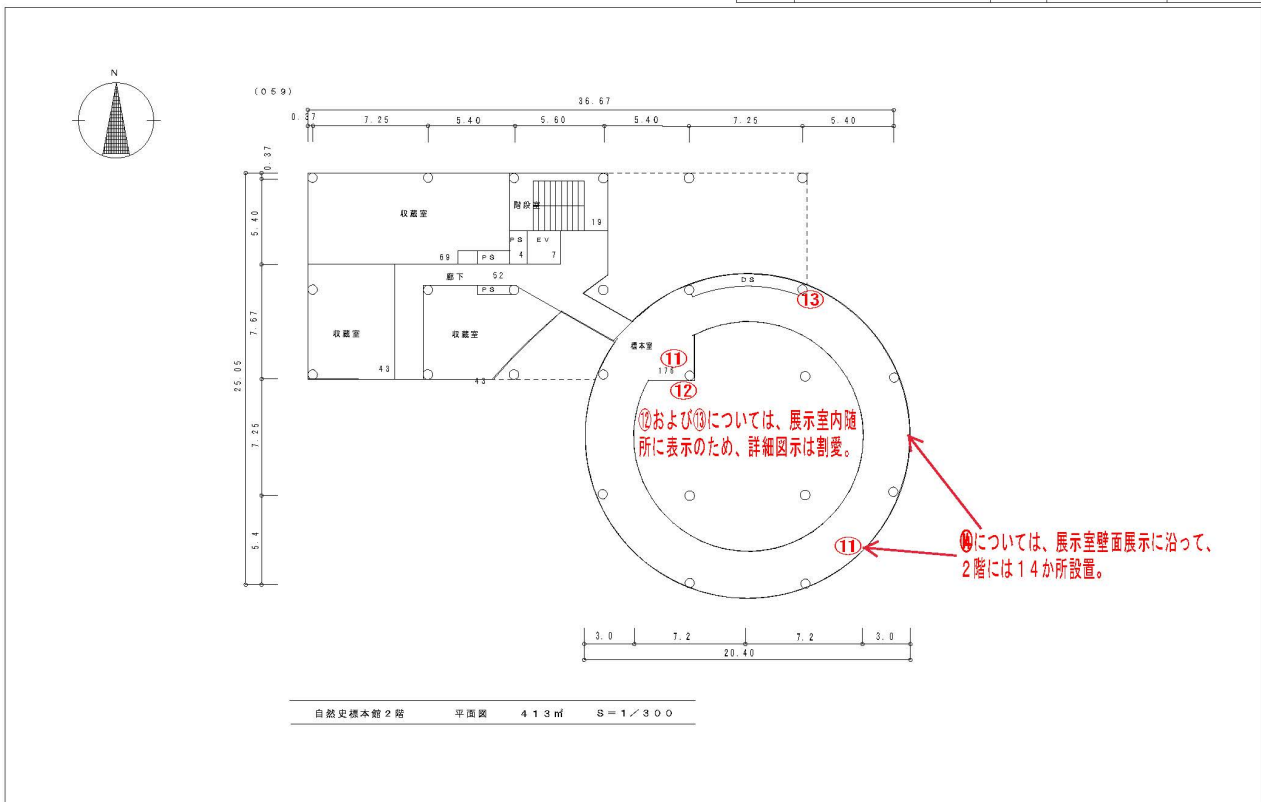
東北大学理学部自然史標本館平面図

--	--	--	--	--



東北大学理学部自然史標本館平面図

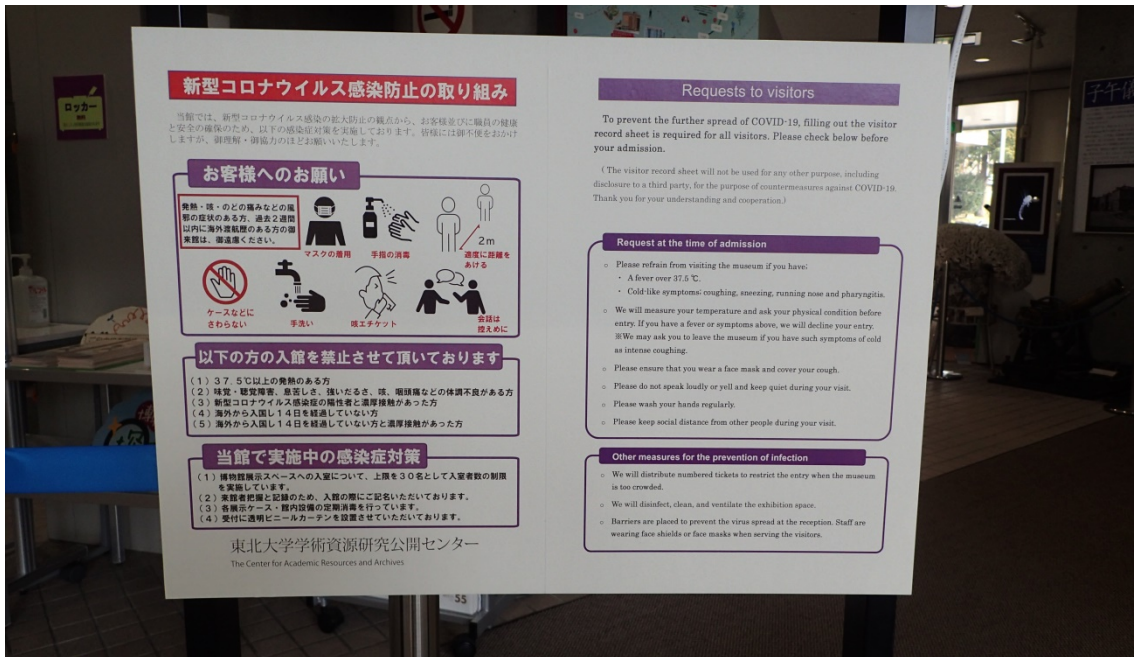
--	--	--	--	--



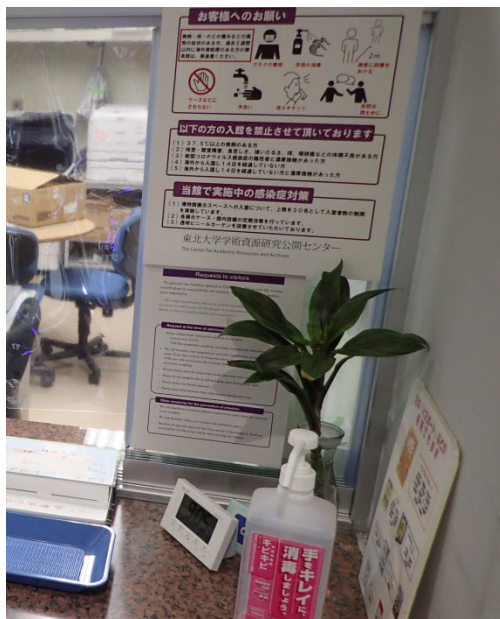
展示公開施設開館時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに基づき、感染防止対策を実施します。

I. 来館者の安全確保のために実施すること

- ・ 博物館入口掲示物（注意事項等、COCOA）…①



入口の入館者数モニターの下に掲示



入口のほかに受付窓口にも表示



COCOA アプリの表示

・検温器（サーモカメラ）…②



身長の関係で利用し難かった検温器を大人用と子供用の2台に分けることで利便性を向上



さらに子供用には検温の仕方を図示



予備としてハンディタイプも準備

・入館記録票 …③



筆記用具（鉛筆）は使用の都度回収し消毒を実施

Ⅱ. 職員の安全確保のために実施すること

・受付窓口（ビニールカーテンの設置）…④



- ・事務室内（ビニールカーテンの設置）…⑤



- ・事務室内シンク手洗い励行表示 …⑥



- ・事務室入口（アルコールディスペンサーの設置。手洗い励行表示）…⑦



Ⅲ. 展示公開施設の管理

- ・手指消毒用アルコールディスペンサーの設置（入口）…⑧



ディスペンサー前にポップを作り、わかりやすく表示

- ・手指消毒用アルコールディスペンサーの設置（受付窓口脇）…⑨

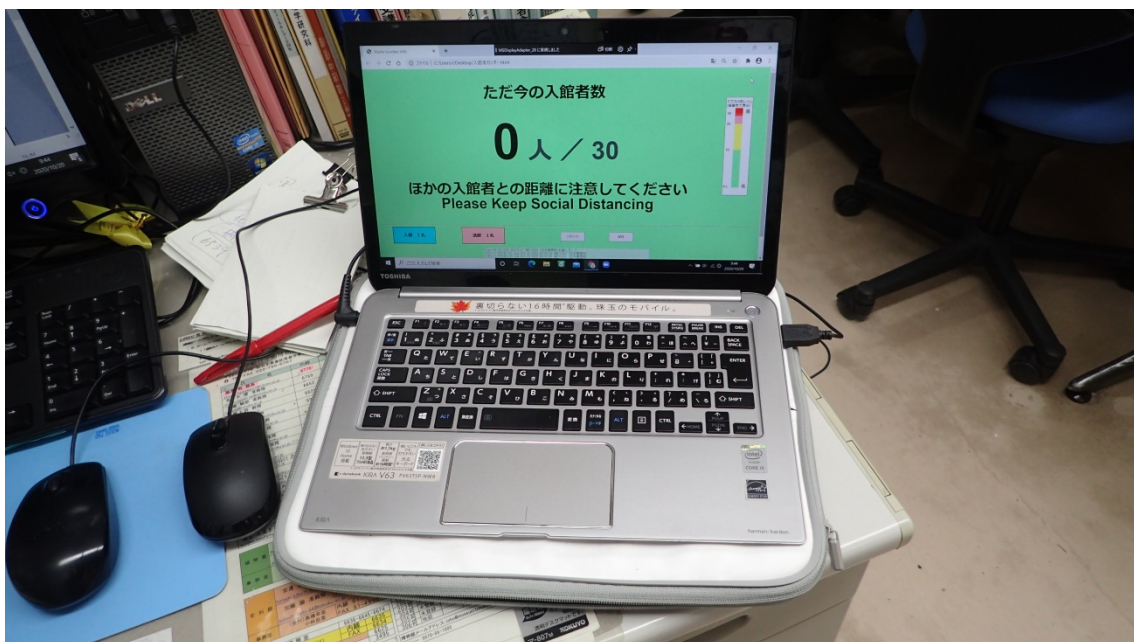


予備を受付窓口脇に設置することで、消毒忘れの来館者を入口に戻すことなく消毒を促すことができ、入館者導線を一方通行に確保

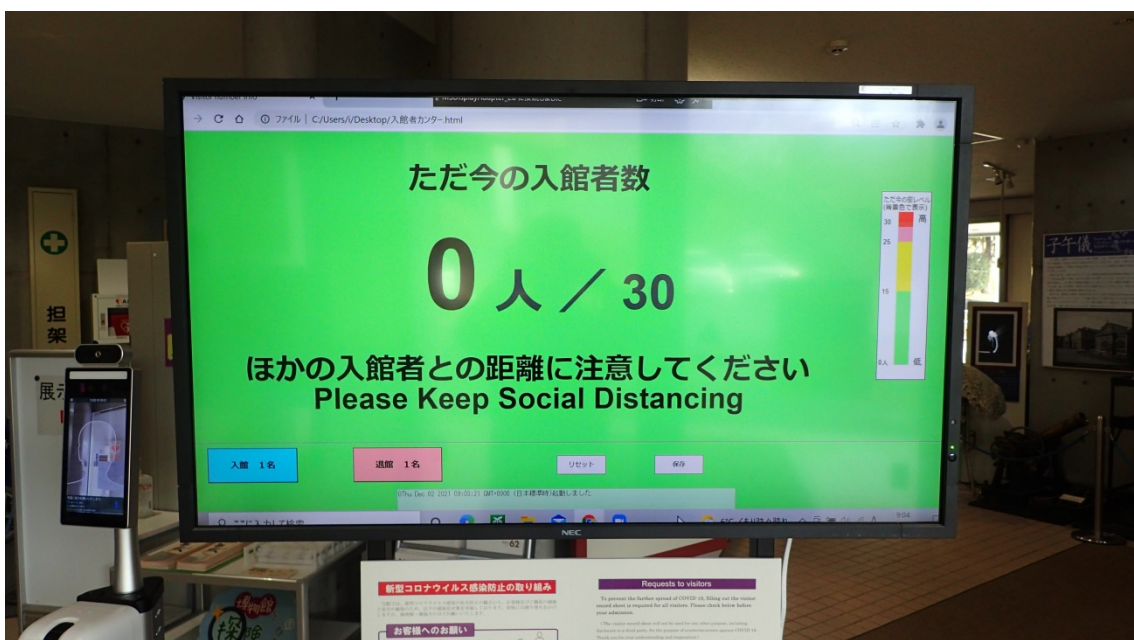


その他、ロッカー前、展示室2階にも手指消毒液を設置

- ・入館者数管理表示 (PC) …⑩



- ・入館者数管理表示 (表示モニター) …⑩



正面入り口すぐに大型モニターを設置し、外からでも入館状況が視認できる
40人から黄色表示、45人で赤表示となる。

※令和4年7月1日開館から表示上限人数を変更

・空気清浄機の設置（展示室内）…⑪



館内1階2階に対角になるように合計4台設置。空間清浄能力を十分に確保。

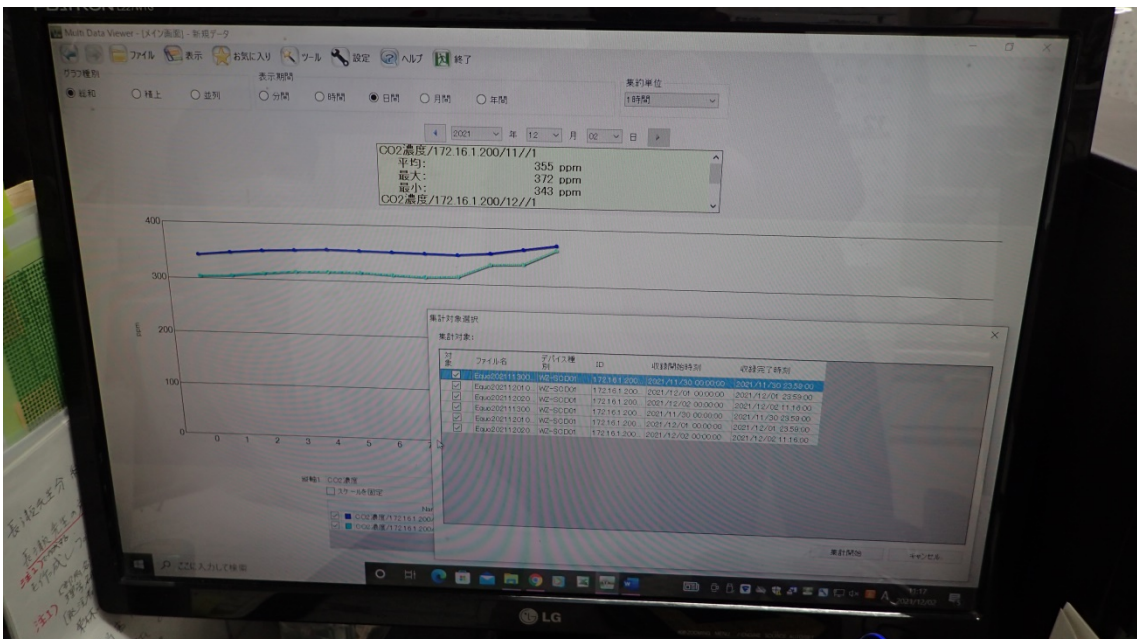
・CO₂モニタリング装置（展示室内）…⑫



1階2階にそれぞれ1台ずつ設置。事務室にて随時確認することができる



センサー拡大部

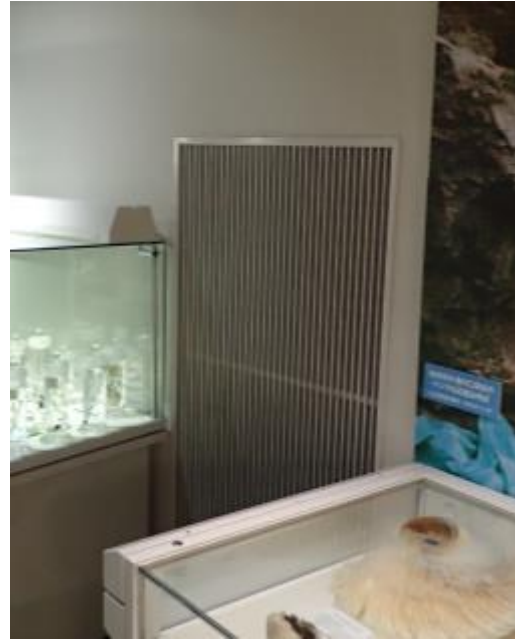


事務室 PC にて CO₂ 濃度推移表示。記録は CSV として出力ができる。

・展示室内空調機・換気送風装置 …⑬



1 階部分



2 階部分

・展示室内換気・送風装置（吹き出し部分） …⑭



1 階 2 階ともに、天井メッシュ部奥壁面展示に沿うように吹き出し口がある。

・ゴミ箱の使用停止 …⑮



・パンフレット等の手渡しの中止 …⑯



パンフレットは各自で取るようにし、接触の機会を低減

・フロアマーカースの設置 …⑰

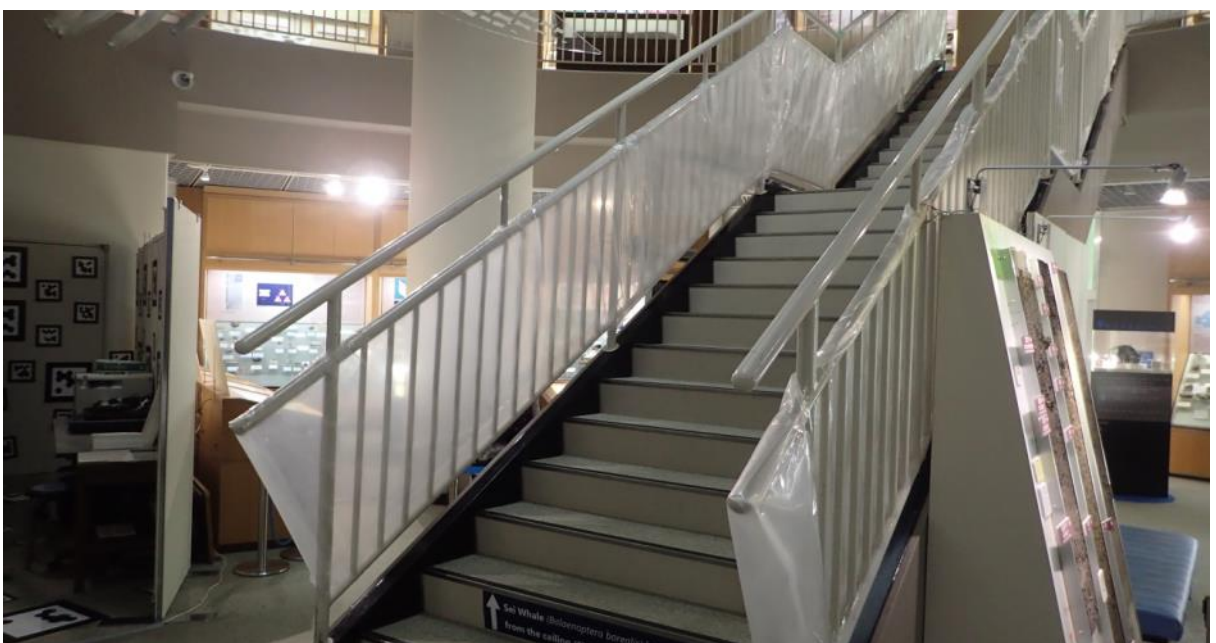


(上記拡大)

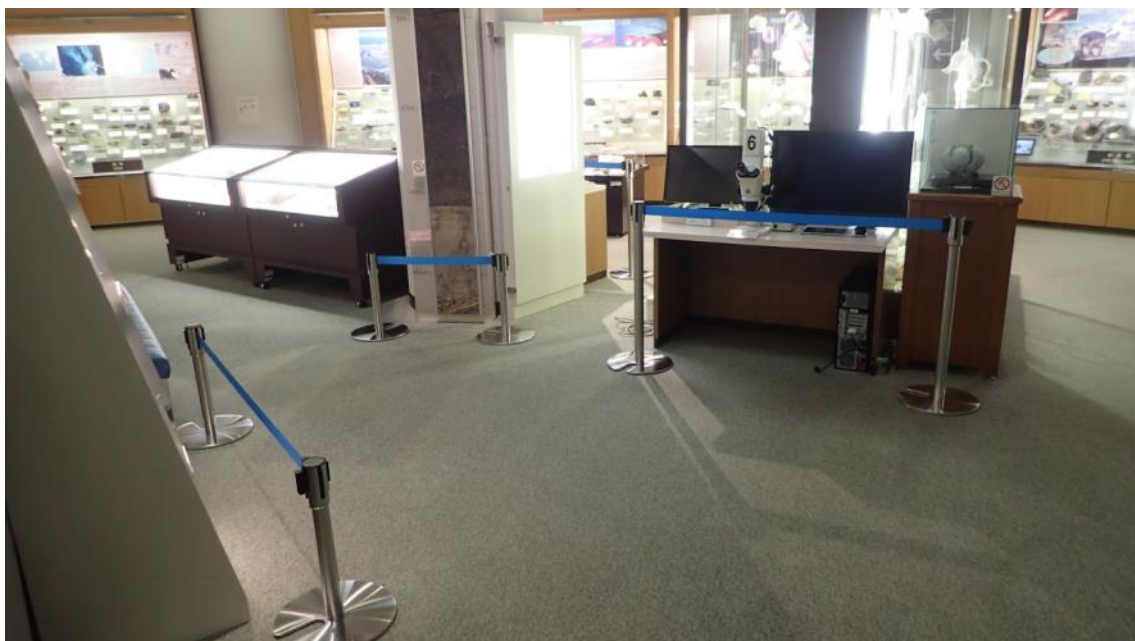


博物館らしいイラスト表示にし、小さな子供たちの待ち時間も楽しめるよう工夫

・展示物（接触禁止表示、階段手摺の養生）…⑬



- ・展示室パーテーションポールの設置（展示物等への接触機会低減措置）…⑱



- ・休憩スペース（間隔確保表示）…㉔



以前は「×」表示としていたが、利用禁止と間違われたため、イラスト化し、距離を置いての利用をわかりやすく表示した

- ・トイレ（ジェットタオルを撤去し紙タオルに変更、手洗い励行表示）…⑳



(上記拡大)



- ・トイレ個室（便座クリーナーの設置、水洗説明）：㉑



- ・トイレ入口手指消毒器設置 …⑳



男子トイレ（多目的トイレ）、女子トイレ前に個別に手指消毒剤ディスペンサーを設置

- ・抗菌仕様ドアノブへの交換 …㉑



男女トイレ他のドアノブを抗菌仕様に変更

・抗ウイルスフィルムの貼付 …⑳



カウンター台や階段の手すり等来館者が手を触れやすいところに抗ウイルスフィルムを貼付。同様のものをパンフレット置きテーブルや事務室内テーブル、展示室内チラシ置台などにも施工した。

<参考>

令和元年度、令和2年度会館日数および入館者数

開館日数 64 日					開館日数 277 日									
月	令和2年度				月	令和元年度								
	大人	小人	パスポート 小人	計		大人	小人	パスポート 小人	計					
4	臨時休館				4	861	345	114	1,320					
5					5	942	426	126	1,494					
6					6	844	613	137	1,594					
7					7	2,064	396	113	2,573					
8					8	1,480	510	158	2,148					
9	臨時休館				9	970	309	80	1,359					
10					10	226	64	9	302	10	609	230	82	921
11					11	643	185	128	956	11	816	202	182	1,200
12					12	346	84	19	449	12	561	122	56	739
1					1	22	16	5	43	1	525	202	98	825
2	臨時休館				2	684	262	146	1,092					
3					臨時休館				3	臨時休館				
合計	1,237	352	161	1,750	合計	10,356	3,617	1,292	15,265					

展示公開施設開館時の
新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに
基づく史料館展示室開室時の対策

令和2年10月16日制定

令和4年 1月21日改訂

令和4年 6月28日改訂

東北大学学術資源研究公開センター 史料館

本対策は、令和2年10月16日付け（令和4年6月28日付け改訂）で制定された、「展示公開施設開館時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に基づき、史料館展示室開室（含：魯迅記念展示室）における具体的対策を定めたものである。展示公開施設の開館にあたっての基本的考え方は、上記ガイドラインによるものとする。

具体的な対策

I. 来館者の安全確保のために実施すること	
1	<p>以下に該当する者の来館を禁止する。来館前の検温実施要請のほか、来館を禁止する下記の条件を、事前にホームページ等で周知するとともに施設入口に表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5℃以上の発熱があった場合 ・ 味覚・聴覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛などの体調不良がある場合 ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合 ・ 海外から入国し10日を経過していない場合 ・ 海外から入国し10日を経過していない者と濃厚接触がある場合 ・ 陽性者と10日以内に（濃厚）接触あった場合
2	各施設の入り口等にサーモカメラを配置する。
3	感染者発生時の感染経路把握のために、来館者に氏名及び連絡先の記載を求める。記載された情報は、保健所等公的機関に提供される場合があることに同意を得る。
4	感染者が発生した際のホームページ等での周知については、大学本部の指示に従い、適切に実施する。
5	来館者自身が来館日時を記録することを促すとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。またその旨を事前にホームページ等で周知すると共に施設の入口に表示する。
6	咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒、来館者同士の距離の確保、会話の制限を要請する。職員のマスク着用、窓口のビニールカーテン等設置、施設内の換気・消毒の徹底など、大学側が実施する感染予防対策についても、来館者へ周知する。これらについて、事前にホームページで周知するとともに、施設の入口および施設内の目立つ場所に表示する。
7	<p>施設内で感染が疑われる者が発生した場合、施設スタッフは以下の対応を行うこととし、各施設において具体的な手順等を事前に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史料館スタッフは、マスクや手袋、フェイスガード等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者には帰宅を促し、感染が疑われる者を速やかに隔離する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。体調不良者は速やかに別室へ移し隔離する。 <p style="text-align: center;">宮城県・仙台市コールセンター：022-211-3883 又は 022-211-2882</p>	
8	職員から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話および来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、掲示物やボードなどによる案内を充実させる。	
II. 職員の安全確保のために実施すること		
1	基本的な対策（連絡先・勤務状況・健康状況の把握、マスク着用・手指消毒など）は、学術資源研究公開センター感染症防止対策実施方針に従う。	
2	清掃やゴミの廃棄、消毒作業を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。	
3	清掃やゴミ廃棄作業、消毒作業を終えた後は、必ず手洗いと手指の消毒を行う。	
III. 展示公開施設の管理		
①全般	1	手指消毒用アルコールを施設入口に設置し、来館者に利用を促す。
	2	ドアノブ、手すりなど、来館者が接触する場所は、一日2回以上、定期的に消毒する。
	3	車椅子等の貸出物について十分な消毒を行う。
	4	パンフレット等の配布物は手渡し配布せず、据置き方式とする。
	5	開放できる窓や扉の開放、熱交換器・サーキュレーター等の使用など、常時適切な室内換気循環を行う。
	6	来館者が接触する場所を減らすために、開放可能なドアは開放する。
	7	来館者用エレベーターは、車椅子等の利用者のみ利用を制限する。案内する職員は、エレベーターに同乗しない。利用後は、ボタンなどを消毒する。
	8	備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。（史料館では展示室についてゴミ箱を撤去するため該当しない）
②展示公開スペース等	1	各施設において、展示公開スペースへの入室者数の上限を設定し、それを越える場合は入室を制限する。スタッフが巡回し、混雑状況を逐次確認をするとともに、密集しないよう、必要に応じて誘導を行う。入室者数の上限は、相互に4mの間隔を空けた状態でも、なおかつ余裕がとれる人数以内とする。
	2	来館者が自由に手を触れることのできる、ハンズオン展示やスタンプ等は中止し、撤去する。撤去が難しい機器類については、接触禁止の掲示を行う。
	3	展示ケースの手が触れる範囲の清拭消毒を、一日2回以上、定期的に行う。
③窓口	1	アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来館者と窓口職員の間を遮蔽する。
	2	窓口に並ぶ際に、2mを目安に間隔を空けた整列を促すフロアマーカーなどを設置する。
④休憩スペース	1	休憩用の椅子は、密接しないよう間隔を空けて配置する。
	2	テーブル、椅子等の什器の消毒を一日2回以上、定期的に行う。

ス	3	熱中症対策のための水分補給以外、飲食を禁止する。
⑤トイレ	1	不特定多数が接触する場所の、清掃・消毒を定期的実施する。
	2	ハンドソープと消毒液を設置し、手洗い励行を促す掲示と、適切な手指洗浄方法の掲示を行う。
	3	使用前に附帯の便座クリーナーを利用するよう掲示する。
	4	トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示する。
	5	ハンドドライヤーを撤去し、使い捨てペーパータオルを設置する。(史料館は該当しない)
IV. 団体利用や案内の制限ほか		
1	団体利用の際は、各展示スペースに入室可能な人数制限を超えないよう、時間差入室などによって、対人距離を確保し密集を避けるための措置をとる。	
2	イベントを開催する場合は、本学策定の「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に従って実施する。	

(参考：開館予定のある施設の入室者上限（定員）)

- ・理学部自然史標本館：50名（施設 1,2F 合わせて）
（1階：300㎡、2階：176㎡ 合計：476㎡（床面積のみ））
- ・植物園本園：100名（野外展示観覧者の上限人数）、展示室：20名（59m²）
- ・史料館：55名 合計 520㎡（床面積のみ）

展示公開施設開館時の
新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに
基づく植物園開園時の対策

令和2年10月16日制定

令和4年 1月21日改訂

令和4年 6月28日改訂

東北大学学術資源研究公開センター 植物園

本対策は、令和2年10月16日付けで制定（令和4年6月28日改訂）された、「展示公開施設開館時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に基づき、植物園開園時における具体的対策を定めたものである。展示公開施設の開館にあたっての基本的考え方は、上記ガイドラインによるものとする。

具体的な対策

I. 来館者の安全確保のために実施すること	
1	以下に該当する者の来館を禁止する。来館前の検温実施要請のほか、来館を禁止する下記の条件を、事前にホームページ等で周知するとともに施設入口に表示する。 <ul style="list-style-type: none">・ 37.5℃以上の発熱があった場合・ 味覚・聴覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛などの体調不良がある場合・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合・ 海外から入国し10日を経過していない場合・ 海外から入国し10日を経過していない者と濃厚接触がある場合・ 陽性者と10日以内に（濃厚）接触あった場合
2	各施設の入り口等にサーモカメラを配置する。
3	感染者発生時の感染経路把握のために、来館者に氏名及び連絡先の記載を求める。記載された情報は、保健所等公的機関に提供される場合があることに同意を得る。
4	感染者が発生した際のホームページ等での周知については、大学本部の指示に従い、適切に実施する。
5	来館者自身が来館日時を記録することを促すとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。またその旨を事前にホームページ等で周知すると共に施設の入口に表示する。
6	咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒、来館者同士の距離の確保、会話の制限を要請する。職員のマスク着用、窓口のビニールカーテン等設置、施設内の換気・消毒の徹底など、大学側が実施する感染予防対策についても、来館者へ周知する。これらについて、事前にホームページで周知するとともに、施設の入口および施設内の目立つ場所に表示する。
7	施設内で感染が疑われる者が発生した場合、施設スタッフは以下の対応を行うこととし、各施設において具体的な手順等を事前に策定する。 <ul style="list-style-type: none">・ マスクや手袋、フェイスガード等の防護対策を講じた上で感染が疑われる者を速やかに隔離する。感染が疑われる者には帰宅を促すが、もし症状により帰宅が困難

	<p>と認められる場合は、本館内救護室に隔離する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染が疑われる者が発生した空間の換気を行う。 ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。体調不良者は速やかに別室へ移し隔離する。 <p>宮城県・仙台市コールセンター：022-211-3883 又は 022-211-2882</p>	
8	職員から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話および来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、掲示物やボードなどによる案内を充実させる。	
II. 職員の安全確保のために実施すること		
1	基本的な対策（連絡先・勤務状況・健康状況の把握、マスク着用・手指消毒など）は、学術資源研究公開センター感染症防止対策実施方針に従う。	
2	清掃やゴミの廃棄、消毒作業を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。	
3	清掃やゴミ廃棄作業、消毒作業を終えた後は、必ず手洗いと手指の消毒を行う。	
III. 展示公開施設の管理		
①全般	1	手指消毒用アルコールを施設入口に設置し、来館者に利用を促す。
	2	ドアノブ、手すりなど、来館者が接触する場所は、一日2回以上、定期的に消毒する。野外施設では、該当箇所に抗ウイルス塗布剤を塗布する。
	3	車椅子等の貸出物について十分な消毒を行う。
	4	パンフレット等の配布物は手渡し配布せず、据置き方式とする。
	5	開放できる窓や扉の開放、熱交換器・サーキュレーター等の使用など、常時適切な室内換気循環を行う。
	6	来館者が接触する場所を減らすために、開放可能なドアは開放する。
	7	来館者用エレベーターは、車椅子等の利用者のみ利用を制限する。案内する職員は、エレベーターに同乗しない。利用後は、ボタンなどを消毒する。（植物園はエレベーターがないため該当しない）
	8	備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。（植物園はゴミ箱を撤去するため該当しない）
②展示公開スペース等	1	各施設において、展示公開スペースへの入室者数の上限を設定し、それを越える場合は入室を制限する。スタッフが巡回し、混雑状況を逐次確認するとともに、密集しないよう、必要に応じて誘導を行う。入室者数の上限は、相互に4mの間隔を空けた状態でも、なおかつ余裕がとれる人数以内とする。
	2	来館者が自由に手を触れることのできる、ハンズオン展示やスタンプ等は中止し、撤去する。撤去が難しい機器類については、接触禁止の掲示を行う。
	3	展示ケースの手が触れる範囲の清拭消毒を、一日2回以上、定期的に行う。
③窓口	1	アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来館者と窓口職員の間を遮蔽する。
	2	窓口に並ぶ際に、2mを目安に間隔を空けた整列を促すフロアマーカーなどを設置する。

④休憩 スペース	1	休憩用の椅子は、密接しないよう間隔を空けて配置する。
	2	テーブル、椅子等の什器の消毒を一日2回以上、定期的に行う。(植物園は該当しない)
	3	熱中症対策のための水分補給以外、飲食を禁止する。
⑤トイレ	1	不特定多数が接触する場所の、清掃・消毒を定期的実施する。
	2	ハンドソープと消毒液を設置し、手洗い励行を促す掲示と、適切な手指洗浄方法の掲示を行う。
	3	使用前に附帯の便座クリーナーを利用するよう掲示する。
	4	トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示する。
	5	ハンドドライヤーを撤去し、使い捨てペーパータオルを設置する。(植物園は該当しない)
IV. 団体利用や案内の制限ほか		
1	展示公開施設内での教職員による案内は、感染対策を徹底し、相互の距離を充分確保できる人数に限定した場合のみ行うことができる。	
2	団体利用の際は、各展示スペースに入室可能な人数制限を超えないよう、時間差入室などによって、対人距離を確保し密集を避けるための措置をとる。	
3	イベントを開催する場合は、本学策定の「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に従って実施する。	

(参考：開館予定のある施設の入室者上限(定員))

・理学部自然史標本館：50名(施設1,2F合わせて)

(1階：300㎡、2階：176㎡ 合計：476㎡(床面積のみ))

・植物園本園：100名(野外展示観覧者の上限人数)、展示室：20名(59m²)

・史料館：55名 合計520㎡(床面積のみ)